

第 4 回 定 例 総 会  
議 事 録

期 日

平成 2 9 年 1 1 月 1 0 日 開 会

平成 2 9 年 1 1 月 1 0 日 閉 会

米沢市農業委員会

平成29年11月10日(金)午前9時30分 米沢市農業委員会第4回定例総会を米沢市役所3階庁議室に招集した。

出席委員(18名)

|            |              |              |
|------------|--------------|--------------|
| 1番 伊藤精司 委員 | 8番 佐久間英之 委員  | 16番 山王堂民榮 委員 |
| 2番 小関善隆 委員 | 9番 上村貞義 委員   | 17番 大野澤進 委員  |
| 3番 江口益美 委員 | 10番 古畑功一 委員  | 18番 鈴木晃子 委員  |
| 4番 遠藤伊一 委員 | 12番 菅野英一郎 委員 | 19番 田代昇一 委員  |
| 5番 樋渡由美 委員 | 13番 我彦正福 委員  |              |
| 6番 二宮啓一 委員 | 14番 高橋祐弘 委員  |              |
| 7番 高橋信夫 委員 | 15番 大橋久芳 委員  |              |

欠席通告委員(1名)

11番 高橋秀治 委員

遅刻通告委員(なし)

農業委員以外の出席委員(なし)

農業委員以外の出席者(なし)

会議に出席した事務局職員(6名)

|               |        |
|---------------|--------|
| 事務局 長         | 町田 和利  |
| 事務局長補佐兼農政振興主査 | 目崎 秀也  |
| 農地 主 査        | 戸田 美恵子 |
| 主 査           | 水谷 春栄  |
| 主 査           | 仁科 恭浩  |
| 主 事           | 渡部 史紀  |

## 会議に付議した事項

### 1. 提出議題

- |      |                                |
|------|--------------------------------|
| 報第1号 | 非農地証明の報告について                   |
| 報第2号 | 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について  |
| 議第1号 | 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について |
| 議第2号 | 農地法第3条第1項の規定による許可について          |
| 議第3号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について        |
| 議第4号 | 農用地利用集積計画について                  |
| 議第5号 | 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について        |

### 2. その他

開 会 午前9時30分

目崎補佐

おはようございます。

ただいまから第4回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、「農業委員会憲章」の唱和でございますがご起立の上、4番 遠藤伊一委員のご発声をお願いします。

(唱和)

ありがとうございました。

それでは、次に会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

では、皆さん改めましておはようございます。

秋作業まだまだという方もおられますが、大変お忙しいところ総会に出席していただきまして、ありがとうございます。

きょうのNHKのラジオでも朝言っておったわけですが、社会問題になっています所有不明の土地などで410万ヘクタールほどあるということで、九州の全面積に相当する所有者不明の土地ということで、相続の登記をしなかつたりできなかつたりというので、一番多いのはやっぱり山林だそうです。その次に農地、宅地ということでそういったことで公共事業や当然固定資産税ももらえないということで、公共事業をするのになかなかそういった不明者がいると了解を得られないということで、大変社会問題になっているということでございます。

国土交通省ではそれに対して対策をするということで、今いろいろ検討を重ねているようであります。そして5年間は使ってもいいよということで、そのかわり賃料を5年間分ためておくと。そして何か申し立てがあつたら返済するという案を立てているようでありますが、なかなかそれが抜本的な対策になるかどうかはわからないわけですが、我々農業委員会としても農地に関しては、やっぱり親が亡くなったら相続者にきちんと相続してくださいよということを書いていく必要があるんじゃないかなと思っているところであります。

きょうは総会ということでありますが、いろいろありますがひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。きょうは本当に朝早くから大変ご苦労さまです。ありがとうございます。

目崎補佐

ありがとうございました。

これより議事となりますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして会長が務めることになっております。会長、よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、私のほうで議事の進行をさせていただきます。米沢市農業委員会会議規則第3条の規定により本日の欠席者は、高橋秀治委員、1名であります。よって、去る11月6日に通知しました米沢市農業委員会第4回定例総会は成立いたしました。

今回の議事録署名委員には、8番 佐久間英之委員、9番 上村貞義委員を指名いたします。

それでは、早速議事に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からございますか。

目崎補佐 (挙手)

議長 目崎補佐。

目崎補佐 済みません、議事の訂正をお願いいたします。

2ページ目の報第2号農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分でございますが、中ほどの農地部会及び9月部会を、定例総会及び9月定例総会に訂正をお願いいたします。

以上です。

議長 それでは、1の提出議題から進めさせていただきます。報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

仁科主査 (挙手)

議長 仁科主査。

仁科主査 報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地につきまして、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明いたしましたので報告いたします。

受理番号40号から43号までの計4件です。この筆数、地積につきましては田2筆 1, 820㎡、畑4筆 504㎡、合計6筆 2, 324㎡でございます。

受理番号40号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和46年ごろです。申請理由は、昭和46年頃、道路拡張時に建物を現在の場所に移設し現在も利用してきたため。

受理番号41号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は平成6年7月20日ごろです。申請理由は、平成6年7月20日付け指令東置地(農)第171号で転用許可を得、宅地として利用してきたため。

受理番号42号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用

年月日は平成9年10月27日ごろです。申請理由は、平成9年10月27日付け指令東置地農第370号で転用許可を得、宅地として利用してきたため。

受理番号43号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和49年10月ごろです。申請理由は、昭和49年10月頃、隣接している住宅が増築した際、建物の一部をはみ出して建築し現在まで宅地として利用してきたため。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長  
全 委 員  
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

次に、報第2号 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

渡部主事  
議 長  
渡部主事

(挙手)

渡部主事。

報第2号 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について。このことについて、下記のとおり処分したので報告いたします。

1、米沢市農業委員会定例総会における農地転用許可案件。

9月総会での農地法第5条第1項の案件について、平成29年10月30日付で許可いたしました。

5条受理番号44号から49号の6件でございます。

以上、よろしくお願ひします。

議 長  
全 委 員  
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ありませんね。ないので、報告事案でもありますので、以上で報第2号 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について、を終わります。

次に、議第1号 農地法第18条第1項第2号の該当による同条第6項の通知について、を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

水谷主査  
議 長

(挙手)

水谷主査。

水谷主査 議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について。農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号36号から41号までの計6件です。申請人及び土地の表示は記載のとおりです。地積及び筆数については、田6筆 11,715.00㎡、畑8筆 10,026.00㎡、計14筆 21,741.00㎡です。

受理番号36号 貸人 ○○○○ 相続人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号37号 貸人 ○○○○ 相続人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号38号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号39号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号40号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号41号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、よろしく願いいたします。

議長 だいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。ありませんか。  
全委員 なし。

議長 ないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号の該当による同条第6項の通知について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号の該当による同条第6項の通知について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について、を議題といたします。

それでは、受理番号88号から105号までを上程いたします。

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

水谷主査 (挙手)

議長 水谷主査。

水谷主査 議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について。下記農地について、農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めます。

受理番号88号から105号までの計8件です。申請人及び土地の表示は記載のとおりです。地積及び筆数は、田42筆 59, 822.00㎡、畑134筆 42, 380.94㎡、計176筆 102, 202.94㎡でございます。

受理番号88号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金の受給のための使用貸借の再設定です。

受理番号89号 貸人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金の受給のための使用貸借の再設定です。

受理番号90号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号91号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号92号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金の受給のための使用貸借の再設定です。

受理番号93号 渡人 ○○○○ 破産管財人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号94号 貸人 ○○○○ 破産管財人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号95号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号96号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は高齢化による経営縮小による賃貸借です。

受理番号97号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号98号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号99号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号100号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。



受理番号101号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号102号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号103号 渡人 ○○○○、受人 株式会社△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号104号 渡人 ○○○○、受人 株式会社△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号105号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

以上、よろしくお願ひいたします。

議 長  
1 6 番  
議 長  
1 6 番

この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

(山王堂民榮委員 挙手)

16番 山王堂委員。

16番山王堂です。

受理番号88番を説明いたします。

○○○○は旧市内で上村委員の地区ですが、残り65筆が○○地区になっていますので、私のほうで調査いたしました。これは経営移譲年金の受給のための再設定で、親子関係の貸し借りということで問題ありませんでした。

以上、報告いたします。

4 番  
議 長  
4 番

(遠藤伊一委員 挙手)

4番 遠藤委員。

4番遠藤です。

私のほうから89号、92号、95号、97号、98号、次のページに入りまして103号、104号、105号について報告をいたします。

まず最初に89号からまいります。

この方は経営移譲年金の受給のための再設定ということでありますので、問題はないと思われます。

92号です。この方も経営移譲年金受給のための再設定ということで、問題はないと思われます。

95号であります。○○○○さんという方で前回の紹介のときに新規就農するということで、ワインのブドウを植えたいということで70アールくらいに作付したいと、植えたいというお話で申請がありましたのでそのための

農地の取得のために、今回申請があった件であります。95号については新規就農の土地をお借りしたいということで、問題はないと思われま

す。97号であります。これも同じくブドウを植えたいということでありますので、これも問題はないと思われま

す。98号であります。これも同じで問題はないと思われま

す。順番不同であります。105号であります。これも〇〇〇〇さんの新規就農のために、△△さんという〇〇〇〇の方でありますけれどもこの方にもお借りしたいということで問題はないと思

います。これ全て現地確認してきたものですから問題ないと思

います。103号であります。これは売買であります。渡人の〇〇〇〇さんという方は、今現在ここにも載っておりますが△△に今在住されてお

りまして、前に住んでいた宅地の脇に畑がありました。その畑を△△△△さんが、買いたいということでありますので問題はないと思

います。その下の104号であります。同じく〇〇〇〇さんの宅地内にありましたものも、全て△△△△さんで買いたいということでありますので申請が

あり

議 長  
9 番  
議 長  
9 番

次。  
(上村貞義委員 挙手)

9番 上村委員。

9番上村です。

私から90号、91号をご説明申し上げます。

借人の〇〇〇〇さん、この方は先月の定例総会で新規就農ということで報告した方です。貸人の△△△△さん

はご近所の方、〇〇〇〇さんは〇〇さんの祖父に当たります。それで新規就農ということで借りた畑を野菜、あと果樹類を作付したいという計画でしたので、それもあわせてやる気とい

いますか意欲十分な方だと思いますので、問題ないと思われま

す。現状を見た範囲でも果樹園に野菜に適しているのかなという場所でしたので、よろしくお願

いいたします。次。  
(大野澤進委員 挙手)

議 長  
1 7 番  
議 長  
1 7 番

17番 大野澤委員。

17番大野澤です。

93号と94号をご説明いたします。

93号につきましては、破産管財人による売買の申請であります。受人の

〇〇さん、先月も3条での売買で許可いたしました人物でございます。取得して田んぼを耕作されるということで、何ら問題ないと思われます。

94号につきましては、受人が〇〇〇〇氏であります。同じく破産管財人の売買の申請であります。〇〇氏も田んぼを購入して同じく作付するということで、何ら問題ないと思われます。

ひとつ、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長

ありがとうございました。次。

1 3 番

(我彦正福委員 挙手)

議 長

13番 我彦委員。

1 3 番

13番我彦です。

96号の貸人の〇〇さんのほうが高齢化により経営を縮小したいということで、同じ〇〇の△△△△さんのほうにつくっていただきたいということで、場所が遊休農地だったところは〇〇地区で〇〇地区、その向かいのすごく場所のいいところで作付も行われていて今後△△さんのほうにつくっていただけるとということで、問題はないかと思われます。

以上です。

1 0 番

(古畑功一委員 挙手)

議 長

10番 古畑委員。

1 0 番

10番古畑です。

99番、100番、101番、102番ご説明します。

受人が〇〇〇〇さんで前回、前々回と2回上がっていますけれどもこの土地が全体で4反分くらいあるんですけれどもくぼ地で、全部集まらないと一気にできないということで今回もまた出てきました。やっぱり何するにも大きくするにもみんなの土地を買ってしなくちゃいけないということと、皆さんから買ってこれという要望が強く出たということで、野菜と果樹を植えたいということですので、問題ないと思ひます。よろしくお願ひします。

議 長

それでは、受理番号88号から105号までについて、意見並びに質問ありませんか。ありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、受理番号88号から105号までについて、許可することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、受理番号88号から105号までについて、を許可することに決定いたしました。

次に、議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

渡部主事

(挙手)

議 長

渡部主事。

渡部主事

議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。下記土地について、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、その可否を求めます。受理番号57号の1件で、畑のみ4筆 142㎡、合計も同一でございます。

受理番号57号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は駐車場3台及び雪捨て場の造成です。こちらは2種農地で、中山間地等の小集団の農地です。

以上、よろしく願いいたします。

議 長

この件について調査された委員は、調査結果についてを説明してください。

19番

(田代昇一委員 挙手)

議 長

田代委員。

19番

19番田代です。

記載内容につきまして11月1日、午後1時から午後2時の間に渡人であります○○○○さん、それと娘さん、受人であります△△△△さんと私、以上4名におきまして申請地において確認等をしてまいりました。渡人の方は90歳を過ぎた高齢でありますのでこれらかも畑をすることはできないということで、現在は耕作はされていない土地でありました。受人である△△さんにつきましては、既に隣接している土地に自宅を構えておりまして、今回の申請地につきましては雪捨て場並びに車を3台くらいとめられるスペースが欲しいということでありました。建物と事前着工は一切ありませんと。

以上、確認をしましたところ です。

議 長

ただいまの受理番号57号について、意見並びに質問はありませんか。

この台帳面積と施設の面積で若干小数点違うところあるので、事務局説明してもらっていいですか。

議 長

渡部主事。

渡部主事

議案に記載されています土地の表示の部分の面積につきましては、登記法面積でございます。また、転用目的に係る事業または施設の概要の部分につきましては、行政書士から提出いただきました実際に利用する予定の面積ということでありまして、登記法等の面積につきましては、個別の面積はございますが実測を行った際、面積が変わることはございますのでそういった部分かと思われまして、よろしく願いいたします。

議 長

ほかにございませんか。ありませんか。

全 委 員

なし。

議 長 ないので、受理番号57号について、許可することに異議ありませんか。  
全 委 員 異議なし。  
議 長 異議がないので、受理番号57号について、許可することに決定いたしました。

次に、議第4号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。  
それでは、受理番号1号から8号までを上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

仁科主査 (挙手)  
議 長 仁科主査。  
仁科主査 議第4号 農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

本議案につきましては、受理ナンバー1号から8号までの計8件でございます。内訳につきましては、相対による売買8件でございます。

この筆数、地積につきましては、田のみ22筆 27, 185㎡、よって合計も同一でございます。

各案件とも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。

受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 株式会社△△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相手方の要望による売買です。

受理番号2号 渡人 ○○○○、受人 株式会社△△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相手方の要望による売買です。

受理番号3号 渡人 ○○○○、受人 株式会社△△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相手方の要望による売買です。

受理番号4号 渡人 ○○○○ 破産管財人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相手方の要望による売買です。

受理番号5号 渡人 ○○○○、受人 株式会社△△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相手方の要望による売買です。

受理番号6号 渡人 ○○○○、受人 株式会社△△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相手方の要望による売買です。

受理番号7号 渡人 ○○○○、受人 株式会社△△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相手方の要望による売買です。

受理番号8号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相手方の要望による売買です。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。質問等ございませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号1号から8号までについてを議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、受理番号1号から8号までについて、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

次に、議第5号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

目崎補佐 (挙手)

議長 目崎補佐。

目崎補佐 こういった別にお配りしております議第5号農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、をごらんいただきたいと思います。

9月13日～26日に農業委員の皆様から、10月11日～20日に推進委員の皆様からご意見を頂戴しまして、本日これが最終になります。この総会でご決定をいただきますとこれを公表いたしまして、今後の指針とするものでございます。

3枚目のA3の紙をごらんいただきたいと思います。

ナンバー1 遊休農地の発生防止の具体的な推進方法としまして意見などの下の部分を推進委員の皆様から意見をいただきました。違反転用については発生防止に努めなければならないが、有効利用については所有者は高齢化に伴って利用方法に困っていると思います。目標に沿って強引に解消を促すのではなく、米沢市農業委員会が参考的な取り組みを行い、提案をし、参考にしてもらうことも必要ではないかというご意見であります。

事務局案といたしましては、具体的な推進方法の(2)、右側の網かけの部分でございますが、加えるという変更案をご提案申し上げます。

④といたしまして推進方法の調査研究、先進事例の情報収集や推進の調査研究を行い、推進方法の情報発信に努めるという内容でございます。

指針案のほうでは2ページの一番下段2列に、この旨をつけ加えております。

あともう1点ございまして、A3の紙の裏をごらんいただきたいと思えます。ナンバー3の担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法のところでございます。これもさっきのものと同様に意見などの下のほう波線のところがご意見をいただいた内容でございます。高齢化担い手不足

に伴って急速な集積は進まないと思う、農業所得の向上が最重点であり、各機関と連携を行い農業に魅力を見出すことを並行的に考えることが必要になると思う、新規就農についても同様の考えであるというご意見でございます。

事務局の変更案といたしまして右側でございますが、こちらも具体的な推進方法の部分ですが、網かけの部分プラスしてはいかがという変更案でございます。

①人・農地プランへの積極的な参画について、地域（集落）における人と農地の問題解決のための「人・農地プラン」へは、農業委員、推進委員の立場で積極的に参画するとともに農業の魅力を発信していく。網かけの部分プラスする変更案でございます。

指針案のほうにつきましては3ページ、これも下段のほうの網かけの部分プラスしています。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議長 　　ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。ありませんか。

全委員 　　なし。

議長 　　ないので、米沢市の農地等の利用の最適化の推進に関する指針については議案書のとおり決定することに異議ありませんか。

全委員 　　異議なし。

議長 　　異議がないので、米沢市の農地等の利用の最適化の推進に関する指針は、議案書のとおり決定いたしました。

以上で提出議題についての審議は終了いたしました。

次に、2のその他に入ります。案件がありませんが、皆さんから何かご意見等ございませんか。

15番 　　（大橋久芳委員 挙手）

議長 　　15番 大橋委員。

15番 　　15番大橋です。

先日の農地相談の第3ブロックのほうで前からいろいろ話はあるんですがカメムシの問題について話がなされまして、なかなか遊休農地とか飼料作物の脇、そのあたりがカメムシの発生が多いんじゃないかという話が出まして、何ら対策できないかという意見が出ました。皆さんの地区ではどのような状況かちょっとお聞きしたくて、ここで発言させていただきました。よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま15番大橋委員から第3ブロックというか、その中でカメムシの話が出たというので、昨年度も2人に被害があったわけですが今年度もかなり被害はあります。

15番 　　やっぱり去年ほどというか、場所によってもかなり異なっているという感

じはしますが去年と同程度くらい被害があったというのは、広井郷倉庫のほうでは結構カメムシが集まっておりまして、そういう状況にあるというのは感じています。

議 長 正確にははっきりとはまだ来ていないと思いますが、ことしも被害があったということですので、今のカメムシの話に対して皆さんのほうから話ありましたら。

1 5 番 地区での状況なんかちょっとお聞かせいただければと。

議 長 上郷さんあたりどうですか。

1 4 番 (高橋祐弘委員 挙手)

議 長 1 4 番 高橋委員。

1 4 番 1 4 番高橋です。

上郷地区については私も全体を把握したわけでありませんが、ただ検査場に行って等級の状況とか見た感じでは部分的にカメムシで等級落ちている人もいますようですが、全体の数字とかそういうものはまだ私自身は把握していませんが菅野役員あたり農協……。

1 2 番 (菅野英一郎委員 挙手)

議 長 1 2 番 菅野委員。

1 2 番 農協では一等米比率が九十三、四%いっているんでないかなと思います。カメムシの被害のある人はやはり毎年同じ人だな。防除をしっかりしている人は出ないというのが一番だな、防除の弱い人はやっぱり出ていると。いっこもしなかったという人は色選2回通してもだめだったと、落等になったとかと。デントコーンとか牧草に囲まれていてもやっぱり防除している人はそうはならないと思っているな、上郷では。

以上です。

議 長 防除をきちんとした人は余り被害ないという報告でございます。

1 2 番 定期的にしないとわからないんだ、ちょっとやっぱり。

議 長 窪田地区あたりでどういう状況か。

2 番 窪田についてはカメムシになっている人はやっぱり毎年同じような人というのは同じなだけけれども、最近飼料作物や餌米なんか消毒しないで植えている人がいると。それどこさ餌米なのかさっぱりわからない人はわからないような札が立っているわけではないし、ただ最後まで何か見てみると消毒しないでその人消毒していると、そこだけしないでいるような気がする。後で聞いてみるとそこは餌米だったということで、気づかないうちにカメムシ被害になっているという状況はあるので、そこら辺もやっぱり餌米については立て札立ててとか何か対策して周りの人がそこ防除できるような方法を何かないかなという気がします。植えた本人しかわからないという状況ではち



よっと区別つかないので、ホールクroppについても刈ってしまってからあ  
あホールクroppだったなんというわかる状況なので、やっぱりそこら辺も  
ちょっとわかるような何か方法あれば防除の仕方もあるのではないかなと思  
います。やっぱりさっき〇〇〇〇さんも結構デントコーンなんかで売買した  
りしてあちこちにやっぱりふえているようだ。田んぼつくっている脇にそ  
ういうのがやっぱりふえているとカメムシが発生する一つの要因ではないか  
なという気がありますので、そこら辺の少し対策もうちょっと考えていかな  
いと、カメムシがやっぱりふえてくる一つの要因ではないかなと思ってい  
ます。

以上です。

1 5 番 (大橋久芳委員 挙手)

議 長 1 5 番 大橋委員。

1 5 番 去年ですが大豆協議会のほうから通して再生協議会のほうで話題にして  
もらったんですがやっぱりその後も何ら対策もなく、対策ないとかやっ  
ぱり個人でするのが一番間違いないはずなんだけれども、やっぱり飼料作物  
がふえてきている状況の中でやっぱりすみかになっているのがかなり  
あるということで、一回消毒するとか何かそういった手だてをしてもら  
うとかなり密度が下がってくるという気がしまして、そういった何か方策と  
られないものかなというのはすごく思います。

過去に遊休農地と周りがあると農協さんのほうで少し農薬なんか助  
成あったり配られたりというのは過去にもあったと思うんですが、そう  
いった支援等も何かもしこれからできるのであればそういった支援を農協  
さんのほうとか再生協議会のほうでも何かしてもらえたらというのは思  
います。もしなにかであればもっと議題として上げなきゃならないとい  
うことであれば少し考えて、運営委員会とかそういう中でも話を出して  
少し対策とか、もうみんなでやっぱりこういう状況どんどんふえてきて  
いるということ認識してもらうためにも何らかの話とか、報告とか状  
況を皆さんにお知らせするという手だてというのが少しでもとれたら  
と思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

1 2 番 (菅野英一郎委員 挙手)

議 長 1 2 番 菅野委員。

1 2 番 菅野です。

前に農協で減反地のほうに振るんだよということでそれを配ったことが  
ありますが、あれもどこさ振ったんだか結果が費用対効果的に見ても  
もう本人が田んぼに振れば関係ないし、まずお金使った割には効果  
がなかったかなということですので農協としては特別考えておりませ  
んので、まずその辺です。

議 長 飼料米についてとか飼料作物についても、最低の出穂期前後に1回はしてもらような行動を強制はできないと思うけれどもお願いという形であれば大分減ると思うんだな。

(菅野英一郎 委員 挙手)

議 長 12番 菅野委員。

12番 俺もことし飼料米、去年は防除をしたんだけどもことししなかったっけやっぱりしないところは違うね、極端に違うな。見てみておおと言うくらいだからやっぱり1回でも防除すれば違うし飼料作物でも防除はとにかく1回でもきちんと出穂してから一週間くらいあたりのときにすれば結構な効果あると思いますので、再生協議会等にもやはり飼料作物は1回は防除するようなことを文言を入れてもらうことは言っていきたいと思います。

議 長 8番 佐久間委員、どうですか。

8番 ご指名ありがとうございます。

昨年からのカメムシに関してはいろいろ申し上げてまいりましたけれども、単発的に終わらずに先ほどからお話するように再生協議会のほうでも会長さん出ておられますので、引き続き防除1回というのを何とかお願いできるようにお願いします。よろしくお願いします。

19番 (田代昇一委員 挙手)

議 長 19番 田代委員。

19番 19番田代です。

私は1.4haの耕作をしております根が真面目なものですからくろの草は除草剤をかけたためしがありません。必ず刈り払いで朝刈ってその日の天気で乾かして、次の朝レーキで全部片づけるということをやっておるんです。そのくろは左の面も自分の田んぼだといいいんですが、一つのくろでこっちが私、こちらが会長さんと相ぐろになるというところも全部刈って集めますが、相手の方が刈りっ放しにしていくときは俗にいう間尺に合わないもので、10回中1回でもいいから集めてくだんねかとお願いはしております。それは私の土地の普通に栽培しているところです。ところが脇にカモちゃん飼って、そういうことをさっぱりしやらないで営んでいる方もいらっしゃるわけでしょう。私は年3回7月末、8月の10日ごろ、それと8月20日過ぎにしますが、その脇のところは慎重にしますね、散布が行かないようにと。さも自分でしているように聞こえるでしょうが私は耕作しかしませんけれども相手の方が農薬も何もしないので、おいでになるわけでしょう。するとここ境界線だからカメムシ来るなどは言われないんだね、ちょこちょこ。私らは一所懸命やっていたとして皆さん言うように少なくとも年1回そうできる状態の圃場はいいんでしょうけれども、農薬で俺のところできないもんでそ

こまでしてけろというところもあると。いいことなんですけどそういう農法をとっておられる方への正直言ってお話も進めないと、全部が同じ状態ということはないと。多分これからもそういう農法を営む方がふえると思いますので、怒らず怒らせずという方策を見出すのが大事かなとつくづくこのごろ思っております。

以上です。

議長　　そういった特別な栽培なさっているという方については、なかなか昔から連地の人は大変なわけですが、今問題になっているのは飼料米からカメムシが発生してくるということで、飼料米、飼料作物がということでありますので、さっきありましたように全然農薬かけないということではなく何とかそういったことを再生協議会なんかを通じて言ってもらおうということが必要ではないかなと思っている次第です。

そのほか、何か案がありましたらお願いしたいと思います。（「デントコーンは消毒はしないもんな」「しねえな」の声あり）。

1 2 番　　それが一番のあれでないかな、お互いの歩み寄りのできる範囲ではそれが一番の解決策だと思うな。それあっちでは何だかんだ言われるとおもしろくないだなんだとあるから歩み寄るには、折衷案ではその辺が。あちは必ず除草剤はするからそのとき使ってもらおうという話だことで。そういうんだとあっちだってそうかというかもしれないし、そこはでも相手の意向だし話はしてみる。

議長　　そいつは何月ごろよ、その除草剤。

1 2 番　　7月ごろですよ。ただ密度下がれば違うんだから虫の密度を下げるのが一番だから、一回程度するとずっと下がるんだからそこは言ってみるならという感じだよ。再生協議会で俺から言わないから会長から。

やっぱり一応農業委員会のほうからのお願いということで話し出してもらって、やっぱり密度を下げるような耕作と、やっぱり個人が2回では危ないやっぱり3回すると一番間違いないとは思うんだけど、そういったことを資料とかチラシとか何かで出して、少しでもそういう方向に進むような対策を講じてもらおうということで、よろしくお願いしたいと思います。

議長　　そのほか、今のカメムシの件についてありませんか。

議長　　1 3 番 我彦委員、何か。

1 3 番　　1 3 番我彦です。

山上地区で検査結果出ていないとどのくらいの被害だかわからないんですけども、一応青年部なんかでくず米集めなんかやって聞いてみるといいことにまだカメムシの被害でちょっと等級下がったということは聞いていないんですけども、やはり適期に消毒をやっているのかなと思っています。山

上地区で今現在3名の方が万が一の場合ということで、色選買った人もいます。それでちょっと等級も下がっていないのかなという対応をやっている人もいます。消毒が一番だと思いますけれども……。 (「田植からずらすというのが一番だな、遅くすると出穂遅いとつかないから、山上さんみたく遅く」の声あり)

議 長

カメムシの件については、きょう出ました皆さんの意見を参考にしながら運営委員会等で詰めて、再生協議会等に申し入れするという事によろしいですか。(「はい」の声あり)

そのほかについて、皆さんのほうからございませんか。

なかったら事務局から何かその他についてございますか。(「総会終了してからで」の声あり)では総会終了してからその他あります。

では、本日予定されました協議は全て終了します。

これで第4回定例総会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

閉 会

午前10時40分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

平成29年11月10日（金）

米沢市農業委員会

議長

-----

議事録署名委員

-----

議事録署名委員

-----